

平成26年4月1日施行
平成29年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和4年3月31日一部改正
令和6年3月31日一部改正

大津市交通安全活動事業補助金交付基準

補助金の名称	大津市交通安全活動事業補助金
補助金の交付目的	各警察署管内に組織されている交通安全協会及び水上安全協会は、交通安全普及の高揚、交通事故防止対策の推進を図り、交通秩序の確立と交通安全の実現に寄与することを目的に組織されており、本市が行なう「交通安全思想の普及徹底」には欠かすことができない組織である。各協会の活動が継続されることは、本市の交通安全計画において大変有意義なものであり、各協会の活動に対して補助を行う。
補助金の交付対象者	大津交通安全協会、大津北交通安全協会、大津水上安全協会、大津北水上安全協会
補助対象経費	交通安全の諸活動に係る経費 ・交通安全運動に係る経費 ・交通安全の啓発に係る経費 ・交通安全の広報に係る経費 ・パトロールに係る経費 ・交通安全教室・講習会の開催に係る経費 但し、会議費、管理費、事務費、負担金、積立金は除く
補助金の額及びその算定方法又は補助率	両交通安全協会については2,000千円、大津水上安全協会については80千円、大津北水上安全協会については160千円を限度額とし、補助率を補助対象経費の1/2（1,000円未満の端数切捨て）とする。 ただし、予算の範囲内において市長が定める額とする。
補助金交付事業の開始時期	—

補助金交付事業の 終了時期	令和11年3月31日
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、補助事業に着手した後に行うことができる。ただし、市長が別に定める期限を経過したときは、この限りでない。
様式	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市交通安全活動事業補助金交付申請書（様式第1号） 添付書類：事業計画書・歳入歳出予算書 ・大津市交通安全活動事業補助金交付決定通知書（様式第2号） ・大津市交通安全活動事業補助金交付申請棄却(却下)決定通知書（様式第3号） ・大津市交通安全活動事業補助金交付変更・中止申請書（様式第4号） 添付書類：大津市交通安全活動事業補助金交付決定通知書（写） ・大津市交通安全活動事業補助金交付変更・中止承認決定通知書（様式第5号） ・大津市交通安全活動事業補助金交付変更・中止申請棄却（却下）決定通知書（様式第6号） ・大津市交通安全活動事業補助金実績報告書（様式第7号） 添付書類：事業活動報告書・歳入歳出決算書、領収書(写)（明細のわかるもの） ・大津市交通安全活動事業補助金確定通知書（様式第8号） ・大津市交通安全活動事業補助金交付請求書（様式第9号） 添付書類：大津市交通安全活動事業補助金交付決定通知書（写） ・大津市交通安全活動事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号） ・大津市交通安全活動事業補助金返還通知書（様式第11号）
担当部署	大津市市民部自治協働課